

社会成员的健康・安全に配慮せよ！

以上

「遺憾の意を表し、

判決を下しました。

控訴審では同年6月、「和解の方向で話し合いたい」との裁判所の提案を受けて和解協議を進めて来た結果、「会社は遺憾の意を表し、引きつづき労働環境に配慮する」との左記の和解条項が成立しました。



会社は和解条項を守り労働環境に配慮せよ！

職場では、台風や大雪で警報が発令されても「気を付けて」と言うだけで何の配慮も行わないのが郵便局です。高熱でも「人がいないので出てきてほしい」と出勤を強要し、高熱があるのに何の配慮もせず、健康な人と同じ仕事を要求します。

最近は、人員不足等もあつて労働災害も多発し、労働基準監督署が臨検に入り改善命令を出すなど郵政職場では使用者の安全配慮義務が果たされていないのです。

このような職場実態の中、本件が冨田さん個人の問題でなく、会社が使用者として社員に対する健康や安全に日常的に配慮が行われているかが問われるもので、「健康で安心して働ける職場」の確立を求めるたたかいでもありました。

今、安倍政権が雇用と労働者保護を破壊する法案を国会で成立させようとしている。会社に「必要な人員を増員せよ!」、「安全配慮義務を果たせ!」と声をあげ、長時間労働の規制など安心して働けるルールの確立を求めよう。